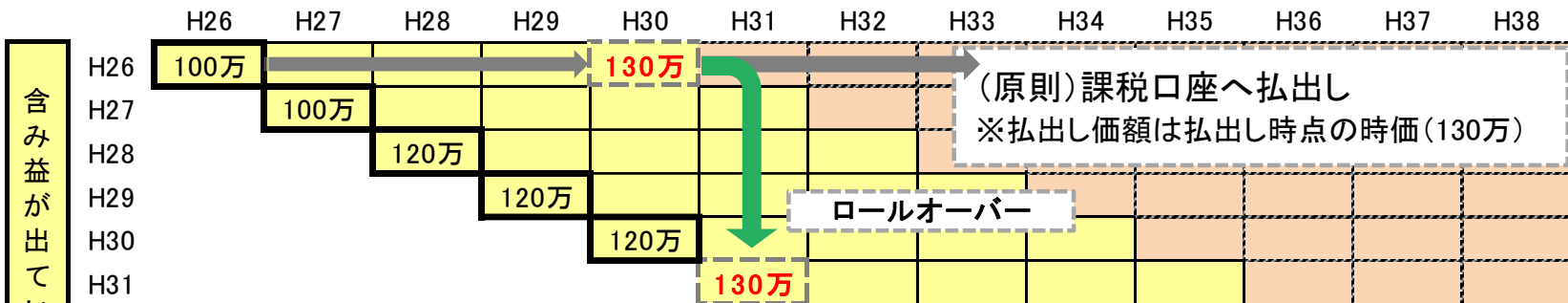


1. 改正概要

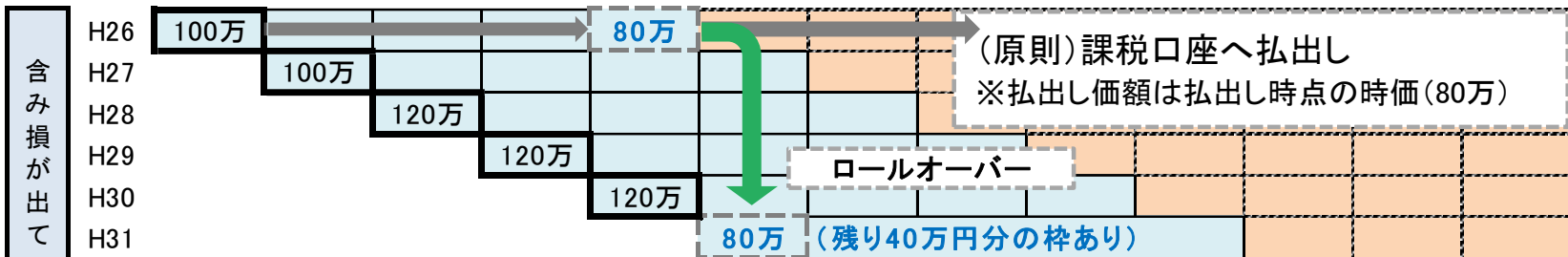
・現行NISAにおける非課税期間終了時に年間投資上限額を一定額超過した場合もロールオーバーが可能となります。



(口座開設者が希望した場合) 翌年の投資枠へのロールオーバー(移管)

【改正前】年間投資上限額(120万)の範囲内でロールオーバーが可能

【改正案】年間投資上限額(120万)を一定額超過している場合であってもロールオーバー可能



(口座開設者が希望した場合) 翌年の投資枠へのロールオーバー(移管)

※翌年の年間投資上限額(120万円)のうち、80万円分の枠を使用してロールオーバーが可能

含み損が出ている場合には改正前と変更なし

○出典 平成29年度税制改正要望項目 金融庁より 一部改編